

# 東御市人権施策の基本方針・基本計画(第4回改定)素案概要

## 計画の見直しにあたって

「東御市人権施策の基本方針・基本計画」は、平成16年に制定した「東御市人権尊重のまちづくり条例」の規定により平成18年2月に策定し、社会情勢の変化や市民意識調査等の結果を踏まえ、5年毎に見直しを行ってまいりました。

今回見直し(第4回改定)を行った計画(以下、本計画)は、第3次東御市総合計画(2024年度～2033年度)を上位計画とし、個別計画として位置づけられています。基本目標のひとつである「自然と多様な人々が共生するまち」を実現するため、真に人権が尊重されるまちづくりを推進するにあたり、あらゆる人権に関する現状と課題、取り組みを示すものです。

## <基本方針>

### 1 基本理念

#### 「全ての人が尊重されるまちを目指す」

東御市人権尊重のまちづくり条例は、第1条で、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等である」ことを保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の精神にのっとり、市及び市民の責務を明らかにするとともに、部落差別をはじめとした、あらゆる人権に関する問題についての取り組みを推進し、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することとされています。

この基本方針では、「人権同和教育・啓発の推進」、「人権が侵害された被害者の救済」、「人権に関する重要課題への取り組み」を通じて、一人ひとりが尊重されるまちづくりに向け、市民、諸団体・諸機関、行政などが一体となって、あらゆる努力を重ねることにより、21世紀を「人権の世紀」となるよう取り組んでいこうとするものです。

### 2 基本方針

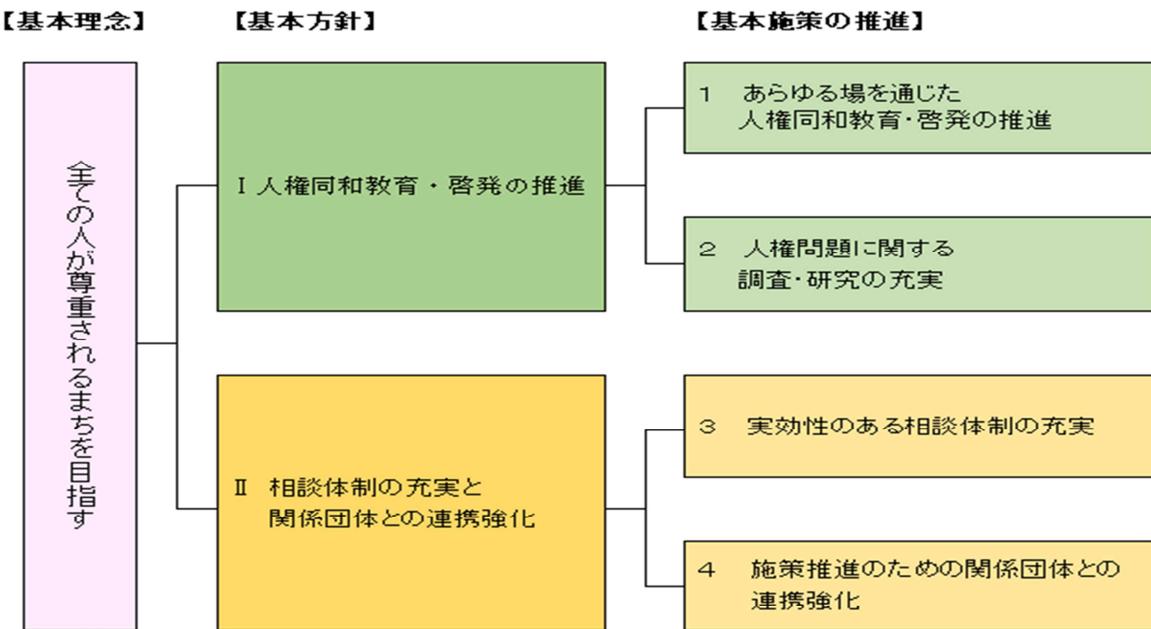
#### I 人権同和教育・啓発の推進

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」等の趣旨を踏まえ、学校、家庭、地域社会、職域などあらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進

- 東部人権啓発センターを拠点とし、人権問題に関する調査・研究の充実、推進、今後の施策展開への活用

#### II 相談体制の充実と関係団体との連携強化

- 多様化する人権に関する、実効性のある相談体制の充実
- 人権が侵害された被害者への救済や解決を図るために、相談窓口の情報提供や体制整備
- 関係団体の活動の支援、団体相互の交流支援や情報提供と連携強化
- 東御市自殺対策計画と連携し、早期に支援できる地域づくりの推進



※関係団体とは、関係行政機関、市民団体、民間法人を指します。

## <基本計画>

### 【第1章 基本的事項】

今回見直した本計画は、第3回改定(令和3(2020)年度から令和7(2025)年度)の内容を継承しつつ、令和6年(2024)年度に実施した「人権と暮らしについての意識調査」や「生活実態調査及び意識調査」の計画も踏まえた計画となっており、社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題の解決も含め、さらに推進していくものであります。

第1章では、国や県、市の施策との関連やSDGsとの関連を明記し、基本方針・基本施策に沿った取り組みの方向性について示しました。

#### 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度

### 【第2章 人権同和教育の推進】

部落差別をはじめとするあらゆる差別のない人権尊重のまちの実現には、市民一人ひとりが人権を尊重する事の重要性を正しく理解することが必要です。

令和6(2024)年に実施した「人権と暮らしについての意識調査」では、ライフステージごとに合った人権尊重の意識を高める教育・啓発が重要であるとともに、継続した人権啓発の取り組みが必要であることが再認識されました。

第2章では、就学前、学校教育、地域・企業を含めた社会教育の場面に分けて、人権同和教育・啓発の施策を推進について示しました。

- 1 就学前における人権同和教育
- 2 学校教育における人権同和教育
- 3 社会における人権同和教育

## 【第3章】 様々な人権課題に対する現状と取り組み

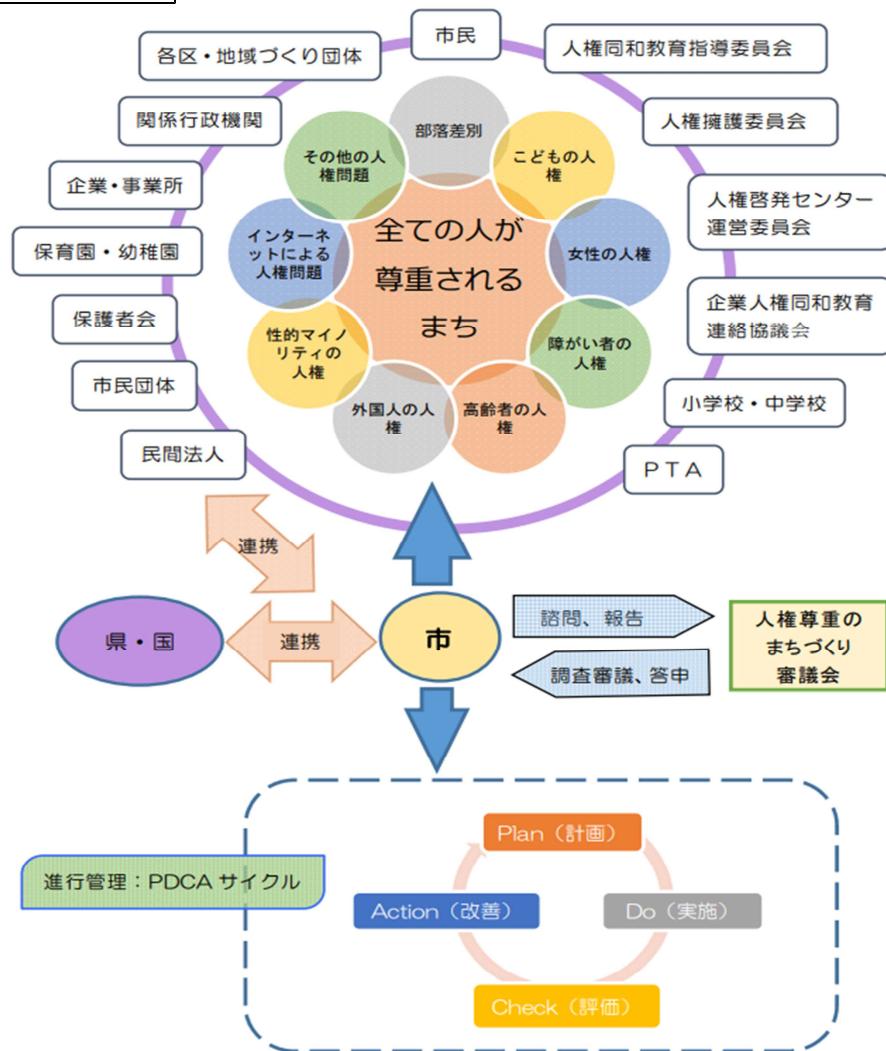
人権課題は多岐にわたるほか重層化しています。国では、「人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)」(令和7年変更)において、長野県では平成22年に人権政策推進基本方針として主な人権課題を掲げています。

さらに、第3回改定後には、LGBT理解増進法や情報流通プラットフォーム対処法など、人権課題に関わる法律が制定されました。

第3章では、国及び県の人権課題の取り組みを踏まえながら、9つの人権課題に対する現状と取り組みを示しました。

【課題】	【施策の方向】
1 部落差別 (同和問題)	部落差別(同和問題)の早期解決、人権啓発学習の継続
2 こどもの人権	児童虐待の予防・早期発見と早期対応、家庭・地域・学校の連携、こどもの権利に対する理解
3 女性の人権	性別役割意識の解消、DVの防止
4 障がい者の人権	ノーマライゼーション及び共生社会の普及促進
5 高齢者の人権	偏見を取り除く、心配事の相談体制の充実
6 外国人の人権	交流の推進、異文化の相互理解、多文化共生の啓発
7 性的マイノリティの 人権	性の多様性の尊重、パートナーシップ制度の周知
8 インターネットに よる人権問題	インターネットの適切な利用に関する教育、啓発の推進
9 その他の人権問題	正しい知識の普及、偏見の解消

## 推進体制のイメージ図



### ●スケジュールについて

令和6年 8月～9月	人権と暮らしについての意識調査 実施 部落差別に関する生活実態調査及び意識調査 実施
令和7年 7月30日	第1回 東御市人権尊重のまちづくり審議会 ・令和6年度事業実績の報告 ・東御市人権施策の基本方針・基本計画の見直しについて協議
11月6日	第2回 東御市人権尊重のまちづくり審議会 ・東御市人権とくらしの意識調査、 部落差別に関する調査及び実態調査の報告 ・見直し(素案)について 質問・審議
12月10日～翌年1月8日	パブリックコメントの実施
令和8年 2月中旬～下旬	第3回東御市人権尊重まちづくり審議会 ・パブリックコメントの結果について ・改定(案)について 審議・答申
3月	決定
4月以降	市ホームページに公表